

古民家

三田市古民家等利活用促進事業

2026年

4.13

受付開始

予算が無くなり
次第終了

町家や茅葺民家等の再生・利活用を応援しています。

三田市では歴史的な街並みや文化的な農村景観を保全すると共に、地域活性化を目的に、町家や茅葺民家など伝統的建築物を地域再生施設として再生する場合の改修工事費等の一部を補助しています。

補助対象となる古民家等

おおむね昭和 25 年以前に伝統的木造建築技術により建築された建築物で、次の要件を満たすもの。

- ① 軸組工法で造られた建築物
- ② 接合金物に頼らない伝統的な継ぎ手・仕口を用いた建築物
- ③ 筋交い等の斜材を多用せず「貫」を用いた建築物
- ④ 主要な壁が土塗り壁等の湿式工法を用いた建築物
- ⑤ 屋根が和瓦、茅葺き等伝統的素材を用いた建築物

対象となる用途（地域再生施設）

地域活性化に資することを目的として、次のいずれかの用途に供するもの。

- ① 店舗
- ② 宿泊施設
- ③ 創作活動のための施設（事業用）
- ④ 農業体験施設
- ⑤ コワーキングスペースその他これらに類するもの
- ⑥ 住宅で①～⑤の用途を兼ねるもの
(主として居住の用に供するものは除く。)

お問い合わせ先

三田市 都市整備部 都市デザイン課 都市政策係

TEL 079 559 5118

FAX 079 559 7400

Eメール tosi@city.sanda.lg.jp

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号 三田市役所 本庁舎5階 [受付時間] 月～金曜日 の開庁時間
(祝日・年末年始を除く)

◆補助額

補助額（※1）は次表のとおりです。

建物区分	歴史的建築物（※2）	その他
補助率	1 / 3	
補助限度額	10,000 千円	5,000 千円

※1 表に記載の補助限度額に関わらず、予算の範囲内となります。

※2 景観重要建造物、景観形成重要建造物、重要文化財、登録有形文化財、ひょうご住宅 100 選に該当する建築物

◆補助対象経費

補助対象経費は、次に該当する経費となります。

- ① 古民家等の修繕、外観修景、耐震改修及び建築設備の更新に係る工事費（※）
- ② 古民家等の修繕、外観修景、耐震改修及び建築設備の更新に係る設計監理費。ただし、工事の実施を伴うものに限り、（設計のみは不可）

【留意点】

※ 補助対象は、2027 年 2 月 26 日（金）までに工事を完了できる事業に限ります。

※ 設計監理費に係る交付決定額については、補助申請書類（収支予算書等）に計上されている設計監理費、または「官庁施設の設計業務等積算基準（平成 31 年国営整第 163 号）」及び「官庁施設の設計業務等積算要領（平成 31 年国営整第 164 号）」に基づき市で算定した積算価額のうち、いずれか安い方の価額を補助対象経費として算定します。

※ その他の留意点については、募集要領を確認してください。

◆補助要件

申請内容は、表面「補助対象となる古民家等」や「対象用途」のほか、次の要件を満たす必要があります。詳細は、補助金交付要綱及び募集要領をご確認ください。

項目	補助要件
改修内容	改修内容が古民家等の価値を損なわないものであること。
	改修内容（外観修景）が、その地域の歴史的・文化的な景観の形成に寄与するものであること。
実現可能性	再生計画の内容が、関係法令に基づき必要な許可等を得ている（見込みがある）ものであること。
持続可能性	再生後、10 年以上の期間、地域再生施設として運営・活用できる収益性、運営体制を確保した事業計画であること。

補助申請の手続き

所定の交付申請書に必要書類を添付の上、三田市都市デザイン課（本庁舎 5 階）まで持参または郵送してください。※様式は、三田市ウェブサイトからダウンロードしてください。

【兵庫県古民家再生促進支援事業補助金を活用する場合】

市補助金と合わせて、兵庫県古民家再生促進支援事業補助金を活用する場合は、同時に補助申請してください。※県補助金の詳細については、兵庫県ウェブサイトをご確認ください。

申請期間 **2026 年 12 月 28 日（月）まで** ※今年度予算が無くなり次第終了します。